

# 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料 特別徴収開始通知書の送付

4月から年金天引きで納めていただく方に、次のとおり、令和8年度の特別徴収開始通知書(仮徴収)を送付します。届きましたら通知書をご確認ください。

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
送付時期	3月下旬	2月中旬に送付済	3月下旬
送付対象	国民健康保険加入者のいる世帯主 ※加入者に個別に送付はしません。	4月から新たに特別徴収で納めていただく被保険者(75歳以上の方) 前年度から特別徴収の方には、本通知書は送付しません。令和7年7~8月に送付した「特別徴収開始通知書(本徴収)」をご確認ください。	4月から新たに特別徴収で納めていただく被保険者(65歳以上の方(第1号被保険者))
問合せ	住民ほけん課 ☎991-1868(国民健康保険) ☎991-1884(後期高齢者医療保険)		いきいき福祉課 ☎991-1886

## 特別徴収(年金天引き)とは？

年6回の年金支給月を納期とし、①仮徴収、②本徴収として、保険税(料)を年金支給額からの天引きにより納めていただく方法です。

### ①仮徴収とは？

保険税(料)額は、被保険者の前年の所得等に応じて決定されますが、保険税(料)額が決定するまでの4月、6月、8月は、前年度の保険税(料)額をもとに仮で算定して、年金支給額から天引きします。

#### 特別徴収(①仮徴収)

令和8年 4月	令和8年 6月	令和8年 8月
------------	------------	------------

前年度の保険税額をもとに仮で算定した額を年金から天引き

### ②本徴収とは？

前年の所得等に応じて決定した年間の保険税(料)額から、仮徴収で納めていただいた保険税(料)額を差し引き、残った額を10月、12月、2月で年金支給額から天引きします。

#### 特別徴収(②本徴収)

令和8年 10月	令和8年 12月	令和9年 2月
-------------	-------------	------------

[年間保険税額－仮徴収合計額]÷3の額を年金から天引き

## 4月～「こども誰でも通園制度」開始

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

「こども誰でも通園制度」は、こどもの育ちを応援し良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様なライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための新たな制度です。

### 【こどもにとって】

家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られ、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。

### 【保護者にとって】

様々な情報や人とのつながりが広がるとともに、孤立感、不安感等の解消や、育児に関する負担感の軽減につながります。

- ▶対象 保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満
- ▶利用時間 こども1人につき月10時間まで
- ▶利用料金 1時間あたり300円程度、諸経費
- ▶利用可能施設 保育所、認定こども園等 ※認可を受ける等、要件が整った施設に限る。
- ▶利用の流れ

1. 町に利用認定の申請を行う
2. 利用アカウントが発行される
3. 園と事前面談をする(要予約)
4. 利用する(要予約)

